



安齋漫筆

73
6625
1



門 73
號 6625
卷 1

漫筆卷之一



一 鞍の居たはゆる本はふたさきより合歡木にて作る世本は
 出さる本より外のありて作る付は火出で僅とこころ知る
 一 胡麻貝や山科家の羽の方と左と右とれ夫は羽の方とまで
 扱へりといひりりる舎家の指の方とたよりて歩出すとれ程
 とまでぬくといふといふとまききつれども堂上より胡麻貝
 といふは皆くしし如事ハ何事も成りし一 其中の
 山科家の流は程とらん
 一 古の肩衣よりいひて今も春日の江人のいづくあき三肩衣をえ

早稲大學
第 26.11.5 號
藏 書

一 朋丸今の男をのめりてうづひなりし小まの毛引きて
胸と川にスル丸をこし

一 杏葉の鳩尾の板せくし人の板の男を刺す

一 障子の板の綿巻のよあつ鳩尾板うづひの相川のよ
けり千たんの板いりものお月いよまけり

一 田代一及二百五十坪の一年三百六十日の民の喰い豊た赤
二坪とちん定橋系ら流るちん半す定むとも京圓を

ちんちん三すあいの男さ人目やふふん半す也

一 定宮又南宮と書しきけりらのころ今少徳を講釈の
時のきり入て出てやをさすきよくくし奉幣
かしの時定命まのちる

一 浅黄色の今うすのきり今うすのきり二藍と白と
ふあいのあつちんは今アサキト云色のハナダ色と

古くはウスキもコキもあつ

一 刀の穂をかくしちんをさす穂のものと血槽と武徳志
ふんも血槽と書してちんは血と入るあいの人を
切りか付血の板の中へ今流るれい刀も多く血ころけ
りさく血もまられく血ころけいけりて切りのさ
ころあつちんは用心のあつ

一 八幡流馬鹿上杉陣ちんを京朝定尺八流八条流
亮由朝馬のよけは流と云せふあいの八条をよるのよ
おつてけ流と云い流り

八ヶ倉をせしむ七九千うんし七ッ金

一 細長と三村家の位をうけてすけもきりのくき考すけり
き女の儀もあそびをこころまじり申のこし

一 馬と川とくわりのついでにきりきり盛衰はよるの
大岡備前守殿の流しとくわりのやく両口をらるこの車
口とくわりの流のた入りてさう運とさうとさうと云々又齊
友守夜流すまら口はさう運とさうとさうのり口はさう
てりしとさうと云々、まがらや。

一 寛永の代りよ日なり俗子さきと云々こといふ大のの如
くなる器之軍中とて湯とさう(念地と云々)その
きりきりのせりてつゆも用のトウとさうと云々

カハリニ用ルト云説アリ

一 馬の乗りすものする時遊ふ例ていしよる馬とがらり
よそくらののびり秘中のぬりりさくんと云々

一 山鳩の背もき色とくわりのさうと云々つて鞠鹿と山鳩と云
見守流衣紋帳と書立書立と云々人い西風毛利家入
祐兵衛氏と其時代の丸実者あり

一 うまのの之二味粉とて味少はする者よさうと用
めくたは書仙と云々月ひく効をんし

一 科友抄方とるをときくなく座とていつるよなる
物をさる友と云々

一 永樂後のもの一や文と以てひく海口書文とある例る流し

そや文と今きあといふ其何の事ゆかすか後や後とも
ありし多く有る唐後の中として有りしき水赤と関
東してまきませし一唐の年代記をみる水赤の明朝
の代三十二年よりありしき年四月 應永十年
ありし年八月三日 庵原我領へ来る物又同じ年中日
本より唐國へかき物と納りしけ舟とも水赤とて
来りし年長十一年きては二百五年よりありぬ老人の
言伝近年より関東よりびく水赤五すし一けり物ま
りてありしとて言無と争ひしとて歩みありし
東へ今國のち唐北条氏康作るの後ありありし
水赤もすしハ河にしし水赤関東より水赤一後を

一 水赤と天文十九年これと建らるといふは其の市下
として水赤を用ひし他也といひしの中より水赤を
いふは関東より今天下一統の世となりしけ二後を
まきまねとも水赤とて後のはりしとて一後を
りしとて万氏言無とて今よりして二後を
用ひし水赤物なり 今七十年にりり物持し
これとてまきまね水赤とて後月より後也
かひして其のなり

一 後九十文と下りしとて上教書にのり老長尾意元と
その利とてまきまね始り七尾とて新由へ入所人地人

穀の長さは長くはるは小舟の中身かしの地も買ひ
やれぬはれぬはつめくをあらぬ代地いとむらよ
ありもいかにせは瀬もく長人の政もい代地九十
六文として四文のけもちれ。一。その上世にふく三ツ
十文三十二文と四のふくは八文のあはつていきひやも
ふくとして九十の文とひて百文と一。九十の拾入と一。あはつ
りて天文年中入のいあつ唐のけ創あり九十文或は十文
或は六十文ありと。と。と。省隔と。明の楊州唐州紹
興隔と。と。と。

一 福一束 奉 令曰 凡田長二十步 廣十二步 為段 十段 為
町 善解云 謂段地 稱千束 三指 卷得米 五升 於町者 須得五百束 段

祖稻二十二束 善解云 謂 田賦 考祖 勢 勢 土人 三指 一束 といふ 一把 十
二合 せて一束 十二把 一把 といふ とも 能 一 といふ 三つ とい
と 把 といふ 一束 といふ 三合 といふ 田 一 といふ 勢 別 の 辺 二十
束 別 といふ 一代 の 一 代 七 坪 一 人 二 寸 二 代 十 坪 二 人 三 寸
三 代 二十 坪 三 人 四 寸 四 代 二十八 坪 四 人 八 寸 五 代 二十 坪
一 畝 六 代 四 十三 坪 一 人 二 寸 一 畝 七 代 七 坪 八 寸 七 代 八 坪 二 人 四
寸 一 畝 十 代 八 坪 八 寸 八 代 八 坪 二 人 六 寸 一 畝 二十 一 坪 八 寸 九
代 六 十 坪 八 寸 八 寸 一 畝 廿 八 坪 八 寸 十 代 七 十 坪 二 畝 あり
二十 代 百 十 坪 八 寸 三 十 代 二 百 十 坪 八 寸 四 十 代
二 百 十 坪 八 寸 五 十 代 三 百 十 坪 一 畝
一 馬 の すり といふ 宵 といふ 時 付 薬 三 年 味 味 といふ

一 通用に、右池邊等千石の地あり、下は村にあり、
おのゝちりし

一 小判しり店三所、云々、祖伝三所、何れも、おまも小判
しりし

一 小分判のしり店三所、云々、長六年よりわけはけ

一 出雲豊明跡人多指云々、祖伝出雲守、今豊と作らば、
帝玉のちり物あり、有り、明作、名あり、われ、
他し、と、出き、豊と、いふ

一 昔、小分判に、私記、あり、人物あり、おろし、おろし、
しりし、しりし、山のしり、しり、と、云々、しりし、しりし、
他し、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、

書きとす、と、書きとす、と、云々、志の、しりし、しりし、
しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、

一 鎌倉廻り、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、
しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、

の村、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、
しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、

一 馬のしりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、
しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、

一 長巻、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、
しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、

一 馬のしりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、
しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、しりし、

スレハ三ツ折ノ如クナルソラホトケスル
ナシニ行騰ノ緒弓小ナトノ緒モ同

一 皴文 ニキタ 訓此幾波多言墩墓皮膚之

一 鎧 ヨロイ 訓日本紀齊明紀崩旗二具 フタヨロイ 伊弉册

イハクニシテ 伊弉册之厨子云々云々伊弉册之厨子云々云々
イハクニシテ之厨子

一 瓦舍 聖武能曰其板屋葺舍宇古遺制難營

易破殫民財諸仰有司構立瓦舍塗為赤白

一 石垣 幕 見齊明紀 累石為垣 絆幕

一 暗号 アモコト 天武紀ニ見ユ

一年忌月忌 日本紀持統二年二月每取_{アリ}国忌

日要須齋之或曰天武国忌為九月九日而今

二月有此勅則取每月九日為国忌歟世所謂

月忌蓋出于此之今按或說謬矣此指九月九

日為国忌日但因此日有勅以記之耳所謂年

忌月忌固非古之唯十三年忌出于国俗見元

亨款書然未詳其始東見記曰梅町中納言欲

修少納言信西十三年忌其才高野僧明遍不

後仙者四十九日而止後世倣儒者祭法始有

年忌之說相國寺僧瑞溪考一切經曰經中无

年忌服紀之事蓋彼儒而用之之壱加翁曰君

又師死日每月素食明文每之蓋国俗之新後

拾遺集有三十三面忌統日本紀曰此日當太
 上天皇七々又曰設太上天皇百七齋諸守三
 代實錄四十九日訓波与乃比大藏一覽曰中
 有極多之七々四十九日定誥生五雜俎曰火
 每七日則備一条謂之過七至四十九日而止
 本朝民部省ニアリシ諸國圖帳安元々々年内
 裏冷上ノ時焼失スト永正四年十二月ニ記
 シタル旅宿問答ニ有リ
 一 朗詠集注ハ匡房ハ作ト同昼ニアリ
 一 古書ニ傳ルルノ署ノ平文トテ其ノ所ハ令既ニテ所傳
 するは伝ふくおき上り女ハも平リきると云へ

一 殿法印良久太平記見ユ武人云鬘白ノ子
 ヲ殿ノ中將殿ノ法印ナト云ハ
 一 世之平ノ源氏玉かつゝる者軟障と云くうき杉子
 と云くは平記ニテ列す
 一 字^{アサナ} 日本記考修紀大伴長徳^{字馬飼} 連トアリ
 本朝ノ人字ナシト云フヘカラズ
 一 檢使細ヘキ事 切疵ノ見分ハ死後ノ切腹
 ハ大方疵内ニマクレ入シカモ骨肉ハナシ
 肉乾クナリ生キタル時ノ切腹ハ疵外ヘケ
 ヲミ肉トハナレス肉ノ中ウルホヒアリ
 焼死タルヲ見分ルハ生タル人ノ焼死タルハ

鼻ノ内フスボリ黒シ死タル人ヲ焼タルハ
鼻ノ内黒カラスノ首溢ノ見分ルハ生タル
人ノ首溢リタルハ繩ノ跡血ヨリテアサア
リ死タル人ヲクヒリテカケタルハ繩ノア
ト血ヨラスアサナシノ首ノ見分生タル人
ヲ切タル首ハ切口皮外ハセテチバム死
タル人ノ首ヲ切タルハ切口ハセズ前ニ記
シタル切腹スノ疵ト同シ理ニ鼻ヲソキタ
ルヲ見分ルハ軍中ニテ鼻ヲソクニハ下唇
ヲ付テソク法ニ唇ニ髭アルハ男ノ鼻ニ髭
ナキハ女ノ鼻ニ又死タル人ノ鼻ヲソキタ

ルハ切口外ハセズ前ニ云如シ口男ハ物
ヲ按スルニアラノク女ハウツムク陰陽自
然ニ

一 遁世者ノ何阿弥ト名ヲ付ルヲ黒谷上人傳
ニ云大仏ノ上人俊兼坊一ノ意ホラオコシ
自ラ南無阿弥陀仏ト号セラル是ハジメニ
一 母衣ハ前ヘカフリテ城中ヨリ射出ス矢ヲ
防クニ塩囊抄ニ武士臨戰場被統防敵矢ニ
遠江国萱場村ノ民利右エ門其先祖ハ武士
ニ其弟森田庄七予カ家僕タリ庄七語云兄
ノ家ニ昔ヨリ傳ハリシ古キ屏風アリ大ニ

損シキレくとナリ其中ニ母衣カケタル武
者ノ画アリ其テイ鎧ノ形今ノ鎧ニ似スシテ
檜杓ノ如クナルニ足ラフミ入レタルナリ
ムナカヒニモフサハナシ形少シ細長クシテ
其廻リハツレ雪ノ紋ノ如クキガミノアリ
母衣ノ色ハ白シ其母衣カケタルテハ後ヨ
リ前ノ方ヘ引カブリテ武者ノ頭ハシエズ
馬ノ尻 後廻迄カ、リテ兩端ハ両方ヘ夕
レタリ隅、扇形ト青赤黒ノ系ニテ三重ニ
刺シタヒ針ノ目ノ如クナル彩色アリ兩ノ
隅ニ總モアリシト予コレヲ聞テ其檜杓ノ

如クナルハ鎧ハ壺鎧ナルヘシムナガヒニ
付タルモノハ杏葉ナルヘシ母衣ヲ前ヘカ
ブリタルハ矢ヲ防ク形ナルヘシ其画ハ古
代ノ物ナルヲ疑ナシ

一 壬六月ノ時ハ水無月辰ヲハ 壬六月ノ晦日
ニスル丁ノ家持家ノ集ニ見ユ

読人不知

七夕の天の川をハセリ、後、海を渡りて

一 インデンノ草ト云ハインテアノ訛ナリイ
ンテアハ西天竺ニムスコベヤハモスコビ
ヤノ訛ニモ、ヒキキヤハンナトニ付ルホ

タシハ阿蘭陀人ノ装束ヨリ出タルモノ
一 雨衣 上古ハ貴賤トモニ蓑ヲ着タリ近世
ニ至リテカツハト云物ヲ着スカツハト云
物ノ本ハ今世ハウスカツハト云物其始ニ
袖ナキ物ニカツハモ阿蘭陀人ノ衣服ヨリ
出

一 毒消ノ藥ニ用ルウニコウルト云物本名ハ
ウニコルニグルウニラアト云国ニアル獸
ノ角ニウニハ一ナリコルハ角ナリ真ノウ
ニコルハ色少黄ニアリ折破リタル形堅ニ
竹ヲ割タル如ク節見ユルフリ色白クシテ

割ク目竹ヲワリタルキメノ如クナラサル
ハ白犀角ナリウニコルニ非ス

一 ミイラト云葉ハア^ラビヤト云国ヨリ出ル
ナリ

一 布帛ノサントメハサントメト云国ヨリ出
チヤウハチヤウルト云国ヨリ出兩國トモ
ニ天竺国ノ内ニ

一 布帛ニ筋ヲ織タルヲ古代ハスシト云ナリ
近代ハ是ヲシマト云ハ嶋ノ字ニテ外国ヨ
リ渡リ来ル者サントメノ類皆筋ヲ織タ
ル物ニ嶋ト云ハ日本ノ地外ノ國ヲサス詞

ナリ

一 屠兒

牛馬ノ肉ヲ取りて賣るの屠子すもいともや
し、その肉を食ふ所と云ふ所と云ふ名付あり
をとりてと下畧してエト云ト云と辨して多くとあり
エトとタとみちお通之と云ふと云ふ所は世に初
道て穢多の字とす、本字屠兒也

一 關浮檀金

宣徳代に傳り芳名令の類に小仏十袴
傳りて芳名令に傳りて名令と云ふと云ふと稱
ハ芳名令傳りて傳りて

一 ヒヒナアソヒ

日本紀宗神紀ノ卷陰ニヒ
メナソビスモト云詞アリヒメナソビハヒ

メノアソヒノ畧くノアノ切音ナニヒヒハ

ヒメノ轉語ナリ

一 たちり

もふりともふりともふりともふりともふりとも
ふりともふりともふりともふりともふりともふりとも
ふりともふりともふりともふりともふりともふりとも
ふりともふりともふりともふりともふりともふりとも

一 今疫病除のちと

漸のちと漸のちと漸のちと漸のちと漸のちと漸のちと

一 中山侍行録

兼天正ノ支ヲ記スル内ニ宋
淳熙十四年丁未ノ文アリ按ニ此丁未ハ
日本文治三年ノ嘉応二年度宣為朝追討ヲ
サツテ十八年ノ然ラハ舜天王ハ伊豆ノ大

嶋ニテ出生ノ人ノ

帳臺 エリコメ 塗籠 眠藏 コノ三ツハ一ツ坐敷

ノ名ニ帳臺ハ常ノ主人ノ居間ノ客殿 對面所

ノ方へ出ル口ニ帳ヲ垂ル故張臺ト云ナリ

帳トハ幕又ノウレシノ如シ神仏ノ前ノミトテウノ如シ 外坐鋪ヨリモ一尺斗

高ク作ル故臺ノ字ヲ付ル此所ニ色々ノ

手道具ヲ納メ置ク下々ニテ寢間ト云ニ同

此所ニ主人寢ユヘ眠藏トモ云寐ル所ナル

故ニ用心ノ為ニクナラヌク明クニ對面所

へ出ル所ノ口ト勝手へ行ク口トニ方斗リ

アケテ其外ハ壁ニテ塗ヲサリ故塗籠トモ

云ナリ

一或書ニ寺方ヨリノ進物ニ久喜一桶ト云

アリ久喜ハカナ字ニ本字ハ致ノ字ニ和名

抄ニ致和名久本ト見タリ今ノ世ニ豆ヲ煮

テム口ニ入レテ子カニタルヲナツトウト

云是ナリ

一斜藤ノ蔓 東西洋考ニ斜藤蔓抽被地無枝

葉有皮衰其外如竹皮剥之則落長数丈 不 猶剪

伐可統數回今弓ニ卷藤ハ則此斜藤ノ古書

ニ真棒ヲ卷トアルハ藤ヲ卷蔓ノ藤ノ字竹

カムリニ書ハ右ノ斜藤ノ事也藤ハ字彙曰

蔓生似竹ト右稗藤ハ細ギ竹ニ似テ枝葉モ
ナリ蔓^{ハヒコ}リ生スルニサレハ三所藤重藤ナト
ノ藤字ハ藤ノ字ヲ用ベシ

一 案ノ字ハ洪武正韻彙篇ニ考厥ナリト注ア
リカシカウルトヨムニ公儀ノ書留ヒカヘ
ハ後日ニ事ヲ考ベキ為ニ書留テヲクモノ
ナルユヘ案ト云ナリ此案ハ新キ事ノ出来
タル時ノ道引トナルモノ之依之世俗ノ詞
ニ人ノ道引ヲ頼ムヲ案内ヲ請ト云ニ人
ノ事引スル者ヲ案内者ト云モ其意之人ノ
方ヘ事ヲ告ケ知ラスルヲモ案内スルト云

是モ人ヲ道引心ニ又人ノ家へ行ク戸ノ外
テモノマウ物マウサウト云ト云ト云ト云
案内ヲ請フト云ニ是モ其内ヨリ家人出テ
家ノ内ヘ道引入ル、故案内ヲ請トハ云ニ
皆カノ公儀ノ書留ヲリ義ヲ轉シテ云習ハ
シタル詞ニ

一 尾籠ノ二字訓ヲコト読ニ嗚呼ノ音ト同シ
人ニホコリカマシキヲオコノ者ト云ホ
コリカマシキヲオコカマシキト云ニ無
礼ノヲラ尾籠^{ヒコウ}ト云ハ心得違ニ然レトモホ
コル者ハ礼義ヲモシラヌ者ユヘ其意通ス

ルカサレ氏尾篋ノ本義ニハ非スオコト云
詞ヲ字ノ音ヲ假リテハ嗚呼ト書キ字ヲ訓
ヲカリテハ尾篋ト書シ日本記ニハ表古ト
アリ皆字ノ音ヲ假テ書タルニ先学菴筆記
曰蜀人見人物之可愕者則曰嗚呼字彙曰鳥
見異則噪故以嗚呼歎所異也

一 嗚呼ハ可嘆ト可笑ト書ワラフニトヨム心悅
フ時ハ笑フモノ之古キモノハ物ト云ハ詞ト云ハけり
之ノ同アリ物ト云ハ心ノ悦ビ也知ト云ハ物ト
云ハけり又知ト云ハ今世見ルモノト云ハ
之ノ同アリけり

一 嗚呼ハ可嘆ト可笑ト書ワラフニトヨム心悅
フ時ハ笑フモノ之古キモノハ物ト云ハ詞ト云ハけり
之ノ同アリ物ト云ハ心ノ悦ビ也知ト云ハ物ト
云ハけり又知ト云ハ今世見ルモノト云ハ
之ノ同アリけり

一 男子畫と漢字の多相院と記す一志命院傳と記す
あり其の記すは人彦芬の記す

一 九字 抱朴子云入山宜知六甲秘祝曰臨兵
闘者皆陣列前行凡九字常密祝之每所不避
要道不煩此之謂之居家必用云門 典冊
先書四縱後畫五橫是九字之

一 北越太平記 全二十七冊

作者洛東隱士雲庵謙信景勝二世ノ事
ヲ記

川中島合戦ハ五ヶ度ニ是ラ世ニ一ヶ度ニ
混雜シテ涉汰ス又云上杉家ニ車返ト云行
ハノク様ニモテナシ先ヨリクルリト引マ
ハスニ^眞眞丈按ニコノ車返シテ覺違テ甲陽
軍鑑ニ車カ、リト云

一或書云軍中ニテ弓射ルニ敵四五間ホトニ
テ矢ヲ放ツヘシ弱弓ニテモ鎧ヲ通サ、ル
ノナシ強弓ニテモ二十間三十間遠クテハ
鎧ヲ通シカタシ三十三間堂ノ通シ矢ナド

ハ用ニタ、ス誓古ニ大的三十三枚ニテ射
ルハ礼射ニ鎧ヲセテヲ習フハ貫草ノ射ニ
三十三間堂ノ通シ矢ハ名利ヲ釣ル為ニノ
射法ノコト口ヘタルナリ

一伊達凡流ノ事法ニ依ル秘流ニ云寛永三年台徳ニ所
上流ノ長伊達政宗ハ新入ト云シ志紅の多と云テこの
皆ノ傳ノ後者ナク免レテ法ノ人ニ習リし凡流
凡流ノ人ト云テ伊達老ト云ハカト云ル

一慶安ノ云々伊達老ト云ハ大和慶安ニ云一匠あり又曰何
伊達ニ高き長谷川助左衛門ト云信人ノ慶安ノ入魂し
人ノ出入或所法ハ信人男女の媒物ホ三人ト云肝守

福井と九郎息をのり忠貞と稱す一万石と云一後州
手我のちあり有るを女をのり息女と或方縁通を
細令又さふあり女は家の事はお定彼三人お定し二
子ありも分てをよ務と侍る起けり世に(中)侍り
そ假ゆきより寛文六年八月廿六日縁家双方お遊
放布り彼三人もお遊放布りそし(中)侍り
おいんとけいりんと云い(中)侍り
一 喪服ニ五等アリ斬衰大切小切總麻也コレヲ
五服ト云斬衰ハ三年齊衰ハ二年大切ハ九ヶ
月小切ハ五ヶ月總麻ハ三ヶ月之三年ハ再
期之死タル月ヨリ廿五ヶ月ナリ期トハ十

ニヶ月之一周スルヲ期ト云二年トイヘ凡
實ハ二年之齊衰ヲ期ノ衰ト云死タル月ヨ
リ十二ヶ月一周ニメ明年ノ其月マテヲ云
實ハ十三ヶ月之齊衰ノ杖ツクト杖ツカサ
ルト五月ト三月ト凡テ四等アリ杖ツクヲ
杖期ト云杖ツカサルヲ不杖期ト云杖ヲツ
クハ重ク杖ツカサルハ輕シ五月三月ハ又
不杖期ヨリモ短シ服ハ衣服ナリキモノシ
喪ニハ常ノ衣服冠履ヲ脱テ五等ソレノノ
服ヲキル故コレヲ服ト云服ヲ制其差五等
アリ五服皆麻布ニシテ作ル麻布ニ兼細アリ

八十緯ヲ一升トス升ヲハ此方ノハタカリ紅女ノ詞
ニヨミト云フ是ニ斬衰ニハ三升ノ布ヲ用
存衰ニハ四升五升六升大功ニハ七升八升
九升小功ニハ十升十一升十二升總麻ニハ
十五升ヲ用テ其羊ヲ去ル斬ハ裁割ノ義ニ
裁割ニメ緝セサルニ緝ハハシヌイニクテ
メラマツフニ是ヲ斬ト云ハ痛ニ甚シキト
云義ヲ取レルニ衰ハ推ニクタクルニ孝子
ノ心摧裂スルコトヲ表スル之上ヲ衰ト云フ
衰ハ衣之下ヲ裳ト云衣裳ニナ極テ麻キ生
麻布ヲ用エ衣ノ両旁下際ニナ拵セズ背ニ

負版アリ布ノ方八寸ニ裁テ領ノ下ニ綴ル
悲衰ヲ負荷スルト云義ニ前ニ長アリ布ヲ
長サ六寸廣サ四寸ニ裁テ當心ノ処ニ綴ル
孝子衰推ノ心ナルコトヲ明スニ首ニ冠アリ
首經アリ首經ハ麻ノ鉢マキニ腰ニ腰經有
紋帶アリ腰經ハ麻ノコシマキニ紋帶ハヲ
口ニ足ニ履アリ父ノ為ニハ苴杖トテ竹ノ
杖ヲツク苴ハ藜黑色ニ紫竹ノ類ニ母ノ為
ニハ桐ノ杖ニ存衰ハ次ニ麻キ生麻布ヲ用
フ存ハ緝ニ衣ヲ両方ノ下際ヲ緝スル故ニ
存衰ト云餘ハ斬衰ニ同シ冠履經帶ハ存衰

以下名異之大功ハ稍廉キ生布ヲ用フ小功
ハ稍細キ麻布ヲ用フ今此方ノ俗ニ細工ト
云意ニ布ノ細工廉大ナル故ニ大功ト云ヒ
布ノ細工細小ナルニハ小功ト云服制ハ
齊衰ト同シ大功以下ハ負版ナシ總麻ハ極
テ細キ熟布ヲ用フ練タル布ニ總ハ糸ト同
シ細キヲ絲ノ如ナルヲ以テ總麻ト云服制
ハ齊衰ト同シ又婦人ノ喪服ハ男子ト異シ
クハシクハ文公家礼齊家室要ノ書ニアリ
喪ニ正服アリ義服アリ降服アリ正服ト云
ハ骨肉ノ分アリ親戚ノ屬ハハキアリ恩愛ノ情アリ

リテコレガ為ニ服スルヲ正服ト云父母ハ
云フニ及バス伯父叔父兄弟ノ為ニ服衰期
年スルカ如キ是正服ニ義服ト云ハ骨肉ノ
分モナク親戚ノ屬モナケレ恩愛情アル
ニヨリテ義ヲ以テ服スルニ伯母叔母ノ為
齊衰期年ニ兄弟ノ妻ノ為ニ小功ヲ服スル
カ如キ是之又婦人夫ノ為ニ服ニ夫ノ父母
諸親ノ為ニ服スルカ如キ皆是義服ニ加服
ハ加ヘテ重クスルニ嫡孫祖母ノ為ニ重
キヲ義レハ斬衰ヲ服スルカ如キ是之重キ
ヲ義ルトハ嫡子其父ニ先立テ死ニ嫡孫其

祖父継嗣トナルヲ兼重ト云降服トハ降ニ
 テ短クスルナリ凡テ男子ノ人ノ後トナリ
 テ其本生ノ親族ノ為ニ服ニ女子出嫁シテ
 其私親ノ為ニ服スルニ皆一等ヲ降ス私
 親トハ本宗ノ親族ヲ云此方ノ里方ノ親類
 ト云物之一等ヲ降ストハ正服斬衰ナレハ
 降服齊衰不杖期之正服齊衰不杖期ナレハ
 降服大功之大功ハ小功ニ降ニ小功ハ總麻
 ニ降ニ總麻ハ每服ニ降ス
 一 親死シテ十三月ヲ小祥ト云一周忌ニ二十
 五月ヲ大祥ト云三年忌ニ

一 忌日 礼記ノ祭儀云君子有終身之憂忌日
 之謂ニ 注忌日親亡之日ニ
 一 成語考曰百日之内曰注血百日外曰誓願
 一 親門正統曰若百日与大小祥之類皆託儒礼
 修出世之法耳出世ノ法トハ世俗ノ法ヲ云
 出家ノ捨世去ルコトハ世事ニ拘ルヲ出世ト
 云ナリ
 一 死ノ翌日ヲ小歛ト云三日ヲ大歛ト云葬ル
 追ノ間ヲ殯ト云人ノ喪ノ中ヲ制中ト云制
 生ハ表アル人ノ自稱ニ
 一 古代サカツキハ土器ヲ用タリヌリ盃ハ古

田織部作ノ小原ノ盃ハ小盃ノ権兵衛ト云モ
元禄ノ比ノ作り出ス

一 天台宗ニテ大藏ノ右中將大納言ナト新ノ意ヲ云ハ昔ハ大納言ナレハ其子ノ新ノ意ヲ大納言ト云コレヲキミナ君名ト云

一 古代ハ錢斗リ通用ニテ大判小判壹分判ナトノ金通用ハ慶長以來ノ了ノ

一 木村弥十郎高教ノ作ノ流武家閑談云狭箱ハ寛永ノ末ニ江戸ニテ出来ス其前ハ狭竹ト云物ヲ用ユ是サヘ慶長ノ比津田長門守始ラ製ス葛籠ニ稀ニメ當番ノ諸士夜具ヲ木綿

袋ニ入是ヲ番袋ト名付モ夕セツカハス貞丈云狭竹トハ丸竹ヲワリカケテ割リノヘ衣服ヲ狭ミ先ヲ緒ニテ結テ供ノ者ニ持セシトニ雨露ニヌレ土ホコリナトカ、リアシキ故後ニハ狭箱ヲ作り出シタリハサミ竹ノカワリニシタル故ハサミ箱ト云ハサミ竹ヲ用ヒサル以前ハ衣服ヲ袋ニ入テ持ヒシニ是ヲ上サシ袋ト云今モ田舎ナトニハ袋ヲ用ルニ上サシトハ袋ノツヨミノ為ニ少フサキ糸ニテ豎横十字ニ袋ヲ刺ス碁盤ノ目ノ如クサスユヘ上サシ袋ト云永

祿ノ比マテ上サシ袋ヲ用ユ其後ハ狹竹ヲ
用ユ其後ハ々サミ箱ヲ用ユ

一支配 胡三省通鑑注支ハ分ニ配ハ隸ニ

一紅花染ノ縮ヲモミト云事モミハモミチノ
色ニ似タル故ナルヘシ後撰集秋ノ下ノ鳴
テ寒キアシタノ露ナラシ立田ノ山ヲモミ
出スモノハモミ出スハ色ヲモミ出スナリ
古今集ノ哥ニモミツルトヨメル哥モミ
ブルモミニ出ルナリモミ出ルヲ畧シテモ
ミツルト云モミツルヲ畧ノモミツセツト
チト音通スル故モミチト云ニ紅絹ハモミ

子色ト云フヲ畧ノモミト云ナルヘシ

一和歌物語 桂枝斎山人記 短冊ハ濃墨ニテフトク

書カ古実ニ禁中院中ノ御會夜ニテ灯火ノ
モトニテヨミ上ル物ニ短冊ハ少シ左ヘ
ヨセテ書ニ其故ハ一枚紙ヲ切テ短冊トシ
入々へ渡シ哥ヲ書タル後ツキテ卷物トス
ルナリ其ツキ代ホト左ノ方ヲアケテ置故
ニ後世ハ是ヲツカズ重テクナルト云ヘキ
ツクト云心ヲ立夫ニワムカサルヤウニ心
人ハ今モ左ヘヨセテ書ニ芝山童豊卿語リ
玉ヒシナリ

一同書 園大納言基香ノ仰ラレシハ懐帛認
ル下ノ揃ハサル様ニ認ル物之凶事ノ懐
紙ハ下ヲ揃ルニスヘテ文ナトラ認ルモ下
ヲ揃テ書ハ賤シキワザニ又梅花春風秋霜
菊花ナトノ熟字之のノ字入レテ書ヘカラ
ズ又上ノ勺文字ニテ昼ハ下ノ勺ノ頭ハカ
ナタルヘシ下ノ頭文字タラバ上ノ双ハカ
ナタルヘシ上下トモニカナニテ昼ハ苦シ
カラズ上下トモ書出シテ莫ニテ昼ハ心得
タル人ノセヌ夏ノ由水毎瀬氏老卿ノ仰ニ
一基香ノ云懐帛ヲ書時詠キハメテ莫ニハ

カ、ス物之行草ノ間タルベシ 追悼ノ懐紙
ヨリ外真ニテ書サルモノシ
一又云歌袋ミチノク紙ニテマシテユルカ木
法之徒ニナクヤ蛙ノ哥袋心ナキヲモ思ヒ
入ハヤコノ古歌ヲ哀ニ書モノ之水引ニテ
ク、リ桂ニカケヲキ思ヒ付ケタル哥ノ趣
向テ入置袋之昔ハ錦ナトニテモ製セシニ
ヤ江記ト云モノニ匡房ノ歌袋大和錦ニ
テ製セラレシ由見ヘタリ當時公家衆ケツ
レモ大鷹紙ニテ製セラレ
一柴折ノ下 柴ノ戸ノ跡ミユハカリニホリ

セヨワスレヌ人ノカリニコソトヘ正清ニ
年ノ百首定家々ノ哥ニモシ僧ナラハシラ
リシラナラヒニケリ十里人ノ帰ル山路ノ
跡ノ月影夫木ニ如頸法師トアリ是ハシバ
カリノ畧ニテ山へ入ル者モトノ道へ皈ル
時ノ心覺ノ為所々ニ柴ヲ折カケテラク夫
ニナツラヘテ作ル之技折ト書ハ誤ニト基
香々ノ仰々

一短冊ト云テ頒阿以後ノ物ト云テ説アレヒ
古来叙位除目ノ時短冊申文ト云テアリ紙
ヲ細クタケテ官位ヲ願フテテ書付ル之御

堂関白殿短尺申文ノ受ク右ケルヲ裏カヘ
シテ哥カ、セ玉ヒシト云テ清女納言ノ日
記ニ云ユ

一和哥墨ツキノ物ノ名ニテ切ラス熟字ニ
テ切ラス腰ニテ切ラストサヘ覺エレハヨ
シヨシハ後水尾院秘ニテ傳ヘ玉フト芝山
大納言宣豊卿ノ書玉ヒシ物ニ見ユ

一懐帛ト云モノハ大昔ハナカリシ物ニ清和
帝ノ比歌帛ト云モノニモチノク紙ニ用ユ
ト云テ貞信公ノ記ニ見エト卯祭ノ双紙ニ
引タリ貞信公ハ延喜前後ノ人ニ清和帝ハ

夫ヨリ前之聞傳ヘテ書セ玉フカ卯祭ノ双
紙ト云フハ一巻アリテ作者知レズトイハ
凡清少納言ノ枕及帛ニモ双紙ハ卯祭殿ヲ
ツリトアリ今ヤウノ物ニ非ス殿ウツリト
アルハ今元食ノウタフ鳥追ト云物ノ詞ノ
餘凡之御堂殿新殿ヲツクラセ玉フヲ祝ニ
クルウタニ物ナリ

一 江源武鑑ハ偽書ニ近江坂本雄琴村ノ民沢
田喜太郎ト云者青蓮院法親王ニ奉仕シテ
禿童トナリ学文ニ後ニ銀ノ茶碗ヲ盗ミウ
ルヲ頭レテ追出サレ田里ニ歸リ已レ依々

木ノ嫡流ニト偽テ依々本ノ系圖ニ加筆メ
己カ先祖ヲコシテハ且依々本ノ日記ト偽
テ江源武鑑ヲ作り刊行ス又大系圖ニ彼カ
作ニテ偽多シ又和論語足利治乱記浅井日
記異本関原軍記異本勢列軍記等モ彼カ作
ニテ虚説ニ依々本義実義秀義々ハ彼カ作
リタル人名ニテ彼カ先祖ニト云其名ハ有
テ其人ノ跡ハナキモノニ彼ノ虚説ヲ用ヒ
タル書ハ国家治乱記異本難波戦記三河後
瓜土記武家高名記和列諸將軍記浅井始末
記同三代記兼国太平記日本將軍傳諸家貞

亡記武家盛衰記東海道駅路鈴木

一 立入り又よの哥ハ玉律島の神の由祈し何れ以後人の
仍他之も所ハ玉律島の神の衣通れ之衣通れハ先恭
天皇の由也之世ハ又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ
と云ハ仏者の現世ハ又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ
現世ハ世ハ地垂跡ハ又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ
先恭天皇ハ今皇二十代ハ又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ
又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ
又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ又何れハ

一 入眼 古書ニアル 詞之下字集云日本世俗
成就ノ義ハ負夫按コレ画工ヨリ出タル詞

歎人像ヲ画クニ初ハ眼睛ヲ点セス画成就
ノ後ニ眼中ニ墨ヲ点シテ暗ヲ画ク凡生活
ノ初ヲ画ク皆如此スルヲ画家ノ法トス是
ヨリ轉シテ物ノ成就ニタルトヲ入眼ト云
ナルヘシ

一 ナヘトリ 冠ニ付ルオイカケハ其形カマ
トニカケタル鍋釜ヲ取揚ルニワラニテ組
タル物ヲ両手ニ持テソレヲ鍋釜ノ端ニ当
取揚ルニオイカケ夫ニ似タル物ナレバ田
舎人ノ詞ニ冠ノオイカケノヲナベトリ
ト云各言字考ニ綏ヲイ字注冠具俚俗謂之鍋

取トアリ綏ハ鳥ノ尾ニテ作ル物ニ
ナルベシニ 亦シ帯方ニ扇ナトイヘル俗
語ハチカナヲミトオント云フニ陰陽師ヲ
わしや〜ヨムニハ子ヒノキニカヨフ
之貞丈按方シナヘシヲラミナヘシト云
一ナルヘシニ 花押ハ名ヲ州妻ニカキタル
之花押ノ上ニハ姓ヲ書フナルヲ今世誤テ
名ヲ書ニ庭訓ナト見ルヘシ今世奉行ノ輩
面々ニ私印ヲ用ユ官印ナキユヘシ古ハ官
印一官府三ツナラゲナシ是ヲ日月ノ下ニ
押ラ面々ノ花押ノ官ノ文書ハ皆物書役ノ

書ク事ニテ名乗斗リラ面々州ニテ後ニ書
ラ花押ト云シ
一 同書ニ名乗ルハ矢ノ笈ナルヘシ上総ニあ〜
い〜所ナリ新笈ト書リ
一 二字ヲ奉ルト云フ 古今著聞ニ刑部丞美
光カ六條修理大夫頭季ノ二字ヲ書テ奉リ
シトアリ又十訓抄ニ民部々文範カ餘奉僧
正ニ二字ヲ書テ奉シト有レモ相論ナト
ノ後ニ人ニ服後メ其人ニ後ヲ時ニハ吾カ
名乗ヲ書テ奉ルト云後三年物語ニ家衡
カ乳母子住ト云者ヤグラノ上ニ立テ声ヲ

放テ將軍ニ云フ様ナシカ父頼及負任宗
任ヲ討エスレテ名簿ヲサ、ゲテ故清將軍
ヲカタラヒ奉リヒトヘニ其カニテタマク
負任ヲ討エタリト云、其名簿ト云ハ名乗ヲ
書テ奉リ其幕下ニ候スルヲ云是又二字ヲ
奉ル事ニ

一 急状ト云ハ今世ノアヤマリ證文ナリ今急
状ヲ乞ト云詞モ残レリ禁秘抄ニ急状ノ事
見ユ

一 幼キ童名ウナ井コ童女ヲウナ井ヲトメト
云事ウナ井トハ髪ノイマタ長カラヌヲ云

ナリ

一 シンドウハ実从ナルヘシ 鑄矢墓目四目ナ
トハ皆中ヲ彫リ後テ空虚ニスルトニシ
トウハ中ヲ彫リ抜カズ実ニシテ有ル故実
頭ト云ニジワトウトハ云ヒニクキ故ジ
トウナト、云ニ

一 尸股ハ墓股ニカヘル股ヲ中畧スレハカ
マタニリトルト音相通故カリマタト云

一 梁^{シトキ} 是ハ餛米ヲ蒸熟シテワヅカニ春テ雞
子ノ形ノ長キカ如ク造ルニ

一 マガリ 南領遺稿ニ云六帖ニヒノオモノ

マカリヲツケルクオヤメノアフギノ音モ
エヤハ忘ル、此歌ハ天子倍膳ノ女官唯今
御膳モ濟タルマ、年長ノ人々参リテ御膳
ヲスベラカサレヨト知ラス為ニ扇ヲニツ
三ツ折テナラスヒノオモノトハ毎日ノ
御膳ナリマカリトハスヘラカセヨトノ義
ニ負丈云退ノ字ニ其陪膳ノ女官ニ心ヲカ
ケタル殿上人ノ詠ニ歌ニ其扇ヲ音モ忘レ
スト云トノ詞ツ、キヲモシロシサテ御膳
ノサマクノモノ檜曲ト云物ニテリレハ入
テシリソクタトヘハ砂糖ナトラ入ル曲物

ノ大キナル物ニ是ヲマカリト云所膳ヲ具
ヲ入テマカル物ナレハ毎日ノ御膳ニ新
シキヲ用ル故殿上人間ノ次ナル臺盤所ニ
テクアル物ニソレハ竹ニマカリニテ水ヲ
ノミタルト云ニ神代ノ豊玉姫ノ段ニ引テ
ツルヘノ事ナリト抄物ニアルハアヤマリ
ニ公々ノ人禁中ニテツルヘヨリ水ヲノム
ベカラス

一 祢唯 耳底記ニ鳥丸光廣間細川玄旨答祢
唯ト書テイセウトヨム習ニ

御曹司 御方故実拾要抄ニ云是堂上諸家

中ノ息為任ノ間ヲ云近代御方ト云貞丈按
室所ノ比御嫡子ノイマ夕家ヲ継タマハ又
間ヲ御方御所ト云シモ是之又按曹司ハ有
司ノ役所ヲ一シキリクニシキツテ置ラ云
高ト云モ是之子息ヲ其役所ノカキタル所
ニ假ニ住居サセ置意ニテ御曹司ト云シ

一 歡樂 同書ニ云是於堂上諸家用詞之或元服
拜賀婚姻等都テ祝儀有之時所勞有ル人ノ
方ヨリ其祝儀アル人ノ許ハ消息或便者等
ニ申送ニ詞之所勞ヲ云ハス歡樂ノ子細有
リテ恭ノ賀セヌチド、申之貞丈按歡樂ト

ハ病苦ト云フノ替詞ニ梨子ヲアリノミト
云カフル類ニ

一 公家童形 同書ニ云元服以前童ノ髮ハ常
ニ切ルフナシ長ケニ余ルト雖モ延置ニ是
ヲ常ニ誥フ時ハ髮ノ光ヲ取揃ヘ頂ノ上程
へ上ケテ結之其末ヲ二ツニ分テ額ノ上程
ニ丸ク兩服ニカテ輪ニ結之

一 不飾門松 同書ニ禁中並堂上諸家中モ正
月門ニ松ヲ不飾ニ於諸家中ハ注連ヲ引也
禁中ニハ引カズ注連トハ縄ニ紙ヲ切り至
日物ニ

一 正月飾三方 同書ニ堂上諸家中正月三方ノ飾ニハ尉斗鮑昆布三種ヲ切テ硯蓋ト云物ニ盛リ白著一膳ヲ添テ三方ニ載之ニ年始對客ノ時件ノ三方ヲ主人ノ前ニ儲ル時主人着ヲ以テノシコンフヲハサンテ客ニ進終テ引之ニ硯蓋トハ硯宮ノホカブセノ如キ蓋ナル物ニ梨子地高蔣繪金汰懸等尸ル物ニ云ク

一 河豚魚ノ毒ニ中リタルニハ砂糖ヲ湯ニカキ立テ合^呑ヘシ妙ニ又青砥ノ粉ヲ水ニテ吞モヨシ砂糖ハカツヲノ醉モ解クモノニ

一 海鰩^カ箱ノ墨ハ蛇ノ毒ヲ解ス妙ニイカノスミヲトリ乾シ群ヘ置ヘシ

一 五六錢ノ名明解ナシ按ニ鉄ニテ錢ノ膏ヲ作り其膏へ木ヲ挟ミ入レテ作りタル物ナレハ鉄ト木トチカウヲ合スル意ニテ合カノアブミナルベシ夫ヲ五六ト書故知レヌフニナリシニチカラト云字漢音ニテリヨク異音ニテロクトヨムニ

一 參河後風土記ハ二階堂松斎ト云モノ平岩ノ名ヲカリテ作りタルニ
一 甲陽軍鑑ハ小幡勘兵衛カ高坂彈正ノ名ヲ

一 カリテ作ルニ
 一 ヨメノ事ヲ御新造ト称スルハ其ヨメノ居
 所ヲ新ニ建タル故ニ云ナリ
 一 オホクナキ眞加ナキサカナキ天骨ナキ眞
 犬按此等ノ詞ニナキト云ハ無ノ字ニ非ス
 也ノ字ニトキ五音相通ナリ也ト云下ナ
 キト云ヘルニ毎ノ字トシテハ語意大ニ違
 フニ此ヲ知ル人スリナシ眞加ナルサカナ
 ルナト云フナリ
 張鞍 練鞍ノ事張鞍ト云ハ木ニテホタル
 鞍橋ヲ滑草ニテ包ミタルヲ云今テ世コノ張

鞍ノ下ヲ練鞍ト云フハ誤ニ練鞍ハ前後ノ
 輪居木共ニ木ヲ用スメイタメ草ヲ箠扱モ
 カサ子トチツケテ作り其上ハ滑草ヲキセ
 テ包タルニ練罽ト云フ罽モ同ニ作りカウ
 ニ練罽ト云フハ草ヲ重タルニ練物ヲ付テ
 草ト草トテ合セ固ルナルヘシ 練物ハ漆ニ
 小麦粉膠ナトテ子リ合セ用ル歟
 一 平家ノ臣セノオノ太郎ヲ東鑑盛衰記等ニ
 時尾ト書タルハ誤ニ妹背ト云フヲ取テカ
 ヘタルナルヘシイモセハ元背兄ニ背ノ字
 ヲ假リテ妹背トモ書ニ万葉ニ妹背ノ山

トヨメリ類聚國史ニ備中國背尾トアルヲ
見レハ背尾太郎ナルヘシ

一 徒然草ノ了新井白蛾著ノ牛馬問ニツレク
草ヲ兼好自ラ編メルヤウニ思フ人多シ然
ラズコレハ兼好ノワラハ余松丸後ニ今川
了俊ニ仕フ了俊余松ニ兼好カ哥ナトノコ
ル物アリヤト多ク草庵ノ壁ニハラレテハ
ベルコ、ニモ候ヘビカタミニ童宝イタス
トアレハ尋サセヨトテ吉田ノ感心院へ余
松丸ヲツカハシ伊賀ノ草庵へハ伊与太郎
光貞トテ歌ノ心モアリシヲツカハシ尋シ

ニ 伊賀ノ草庵ニテヤウク五十枚ハカリ集
メ又今ノツレク州ノ吉田ニテ多クハ壁ニ
ハラレシ又短卷ナトラウワセシモノウラナ
トニ書捨アリシヲトリテ来レル夫ヲ了俊
余松ナト取揃へ又余松カ許ニアリシヲ集
メ歌一冊州紙二冊トセリコノ時題号ナキ
故發端ノ文字ヲ取テ徒然州ト題セルハ今
川了俊ニテゾアラシ

一 厄年十九廿五廿三 四十二ヲ云十九ハ童若
ト云心ニ廿五ハ五、廿五ト云ニヨリテ五
ニ了俊ニ童後ト取ナシテ死後ノ了トメ

忌ム卅三八三々ト重ル故敬々ト取ナシ忌
ム四十二ハ四ニトツヅクユヘ死ト取ナシ
忌之ヲチモ毎夏ニ

一 工匠人ヲ職ノ字ヲ用ルハ非ニ諸工人ト書
ヘシ統崩問答ニアリ

一 太平記六六波羅攻ノ条ニ城ノ構ヲ見渡モ
ハハ 五六八九寸ノ琵琶ノ甲安ノ郡ナシ
トヲ鑿ヲラシタカニ屍ヲ穴ト云五六八
九寸ハ角柱 太サヲ云琵琶ノ甲ニハ必多
推ト云本ヲ用ユ甚本ノ性強クシテ朽サル
木故屍ニ用シタルヘシ或云コノ木ノ木理

ハツ子ノ椎ノ如クメ色ケヤキノ如ク赤ク
シテケヤキヨリモ黒ニアリ土藏ノ柱ノ土
臺ニメ何年モ朽サルモノト負丈按スタ
椎ハ必琵琶ノ甲ヲ作ル木ナルニヨリテ昔ノ俗
ニスタ椎ノ木ノコヲ琵琶ノ中ト云ヒ習シ
タルナルヘシ又安ノ郡ハ長門国阿武郡之
杣板ヲ哥ニヨメリ藻塩集ノ歌ニ
長門ナル阿武ノ郡ノ杣板ハモロヨシ人モ
又サメサリケリ長門ヨリ出ル材木ヲ阿武
ノ郡ト云ヒ習ハシタルナルベシ安ノ字ヲ
用ルハ諺ニ阿武ヲ用ユベシ

一 御監 称 東海ノ和字并ニ馬寮御監 右
アリ今ハ將軍家ノ兼官トナルゴカントヨ
マズユケントヨムカ古実也

一 古代梓弓檀弓楓弓柘ノ弓ヲ用ユ是等ハ皆
丸木弓ニ丸木弓ハ膠ヲ用サル故夏秋ノ湿
深キ時蒞ニモ弓狂フナシ又雨露ニ逢テ
モ狂フナシ故ニ軍陳ニ用之ニ木弓ハ朝
鮮ナトニモ今ニ角弓ト並用ユ蝦夷ニモ木
弓ヲ用ユ今世ノ人木弓ハ引折ヘキカトア
ヤブニ思ヘリ射手試ルニ折ル、ナシ木
理ノ用方也

一 丸木ヲ削ニ木理ヲ板目ニトレハ引折ルマ
リメニ取ベシ木ヲ擣ヒ木理ノ直ナルヲ用
ベシ木理ノ子ジレタルヲ用ベカラズ長サ
ハ人々ノ手ノ寸ニテ七尺五寸ニスベシ曲
尺竹尺ヲ用ズ

一 丸木弓ハ檀ヲ上トスマユミノ木トハ真弓
ノ木ト云フシマコトノ弓ノ木ト云フシ楓
ハケヤキニ似タリ梓ハアツサノ木ニキサ
ハキトモ云ジホクトモ云柘ハツミノ木ニ
山グハトモ云何レモ古代ノ弓ニ用ル木ニ
又今世ノ弓ノヒゴニ用ル木ハ山ハセニ山

ニ生シタルハゼノ本ノ古代ハハジト云天
ノハジ弓是ニ丸木弓シ

一ユリハカ実記小栗実記三楠実録ナド実事
ハ少バカリニテ偽作多シ外題ニ実ノ字ヲ
加ヘタルハ人ニ實ニト思セシ為ナルベシ
ナレト実ノ字ヲ加ヘタルニテ押テ其虚題
ハル、之三代実録文徳実録ナトハ古史ニ
テ真ノ実録ニサレドモ実録ト名付ラレシ
ハ快ラザルカ実ハ虚ニ對スル詞ニ虚録モ
ナキニ実録ト号シタルトハイカナルトソ
ヤ三代記文徳紀三代史文徳史ナトハアラ

ハ可ナラシカ

一 中右記ハ中御門右大臣宗忠公ノ記ニ
一 公口着坐ノ躰束帯シテハ常ノ如ニヒサカ
ヲ前ニシ足先ヲ履ニシキテ坐スルトハナ
シ表袴ヲ着テハ天神ノ像ノ如クニヒサカ
ヲ服ノ方ヘヒラキ足先ヲ前ヘシテ安坐ス
ルニ右壺井氏ノ説名目抄聞書ニアリ

一 海人藻衣云草物トハ裏ナキ狩衣ヲ云又狩
禊トハ狩衣ノ下ニ此書ニ付物ノ菊トナト
アルヲ以テ考ルニ作り花身外作り物ヲ装
束ニ付ルハ即是ヲトナ付テ菊トナニ用ル

也只カサリ許ニハ非スキクトケハ健目ヲ
ホコロバカサジカ為コ

一嘉定 林道春ノ作ノ庖丁書録ニ曰六月十
六日 嘉定アリ世俗ニ申傳ルハ室町家大
樹ノ時ニ六月納涼ノ遊ノ為ニ揚弓ヲ射テ
カケモノトシマテタル者嘉定錢十六文ヲ
出シ食物ヲ買テ勝タル者ヲモテナスナリ
嘉定ハ宋寧宗ノ年号ニテ十七年アリ其年毎
トタル錢ニ元年ヨリ十六年迄ノシルシア
ルヲ十六錢アツメテ今日一人コトノモラ
ナシ物ノ代 定ムルニト室町家ノ年中行

莫ノ書トモニハ見ヘズ

一シテマ弓ト云ハ檀ノ白木ニテ作りタルヲ
云フ

一前中春王トハ村上帝ノ弟源兼明ノ中務卿
ニ補ス後中春王トハ村上帝ノ子具平親王
也コレモ中務卿ニ任ス

一蘭界 ケヒキノ

一僧ニ施ス物ヲ布施ト云フハ須達長者祇墮
園ニ黃金ヲ布キ並ハ共金ヲ以テ其園ヲ買
ヒ取テ建寺テ釈迦如來ニ奉リシ故事ヨリ
出ス

一 寧ノ字ノ訓古ヨリ儒書ニムシロトヨミ来
 レリ貞丈按ニムシロトヨム丁 儒書ニノミ
 用テ他ニ通セサル詞ニ託文曰願詞ナリト
 アリ然ラハ子カハクハト詭タケレモサヨ
 ミテハ直ニ願ノ字ニテ願ノ詞ト云ニ合ズ
 願ノ詞ニヨムハキナラバカシトヨムベシ
 カシト云ハ願ノ詞ニコノ詭ヤウ先儒イマ
 ヌ祭セザル所ニ大學曰与其有聚斂之臣寧
 有盜臣論語与其不孫ニ寧固又礼与其奢ニ
 寧後卷与其易ニ寧威古歌ニ

いまでもあすまでいふはあはれいふはあはれいふはあはれいふはあはれ

カシハ願ノ詞ニ

- 一 継目ニ印スル丁公式令曰凡公文皆印夏状
 物数及年月日並署縫處鈴傳符尅數
- 一 職事官散官武官文官京官外官ノ事 公式
 令曰内外諸司有執掌者為職吏官每執掌音
 為散官五衛府及諸帶仗者為武太宰府三関
 国及内舍人不在武限自余皆為外官
- 一 朝政日喚姓名ノ法 公式令曰三位以上先
 名後姓謂假令喚奏磨若祿之類 四位以下謂五位以上 先姓後名
 以外三位以上后祿姓謂直祿后祿之類 六位以下去姓
 祿名謂直言奏磨不祿若祿之類 即後姓之

唯於大改官三

位以上称大夫四位称姓五位先名後姓其於^{。寮}
以上^{謂亦官}四位称大夫五位称姓六位以下^称姓

名司及中国以下五位称大夫<sup>謂一位以下
通用此称</sup>

一安藤宇平丹波国桑田郡千年山下尾口村ノ
産之^敬章ト名云年山ト号ス水戸西山公召
テ彰考館ノ修選ノトヲ頼玉ヒシ人ニ

一用人ノ丁東鑑ニ是子息郎從者尤可為御要
人之故^云今武家ニ用ル用人ト云役アルハ
要人ナルヘキ狄家老ニ引統テ肝要ノ人ト
云丁ナルヘシ凡主君ニ仕ル人貴賤ノ品コ
ソアル主用ナキモノハナレサレハ用人ト

云役ニ限ルヘカラス要人ト書ハ其美叶ヘ
シ太平記三十新田美真自害ノ条ニ傍輩共
皆コレニ過タル御要人アルヘカラスト曼
肝要ノ人ト云心ニテ御要人ト書タルカ

一江家次第十四大嘗會御禊条ニ節下大臣ト
云丁アリ一条禪閣ノ三ヶ重夏抄云節下ノ
大臣ト云ハ節トハ旗ノ名ニ世俗ニハ大力
シラト名ケ其旗ノ下ニ供奉スルニヨリテ
節下ノ大臣ト云ニ

一貞永式目ノ起情文ニ殊ニ伊豆箱根兩所権
現三島太明神八幡大菩薩天満大自在天神

トアリコレハ相模國ニテ書シ故相模ノ神
名又近隣ノ伊豆ノ神名ヲ誓ニ裁シハ八幡
ハ鶴ヶ岡天神ハ荏柄ハ他國ノ人起請文ニ
伊豆箱根ヲハ書ニ及マシ

一 貞永式目又盛衰記三十七則銅盛俊ヲ赤糸
ニ和與ト云フアリ是ハ相共ニ和談スル丁
ヲ云ヘリ

一 盛衰記十九條ノ木馬ヲ取り下向ノ糸ニ喜
之夕ト名乗ル下賤ノ者アリ夕ハ官名ニ官
名ヲ犯スフモ久シキトシ

一 短冊東山殿ヨリ始ルト云ハ非ニ雜々拾遺

云宇治友大臣頼長公ノ日記ニ鳥羽法皇ヨ
リ官女ノ方へ短冊ヲカキ下サル、由アリ

一 酒ヲ三遲ト云フ朗詠集ニ先三遲兮吹其花
ト玄惠法印ノ説ニ一ニハ人ノ手ヨリ酒罍
ヲウタルニサウナク請取ラサル其間遲シ

ニニハ請取テ酒ヲ受テモトラサル間遲シ
故ニ酒ヲ三遲ト云フト又一説ニ人ニ酒ヲ
フルマウニ定テ三遲ノ義式アリ先筵ヲシ
キ次ニ語ヲマシヘ次ニ者ヲス、ムコレヲ

三遲ト云ト

一 俗ニサモシイト云詞アリ禰ノ字ナルヘシ

玉篇ニ狹巴衣小之字彙ニ褊小陋又詩ノ魏
凡ニ維是褊心コレヲノ字注ラカシカフレ
ハ褊ト云ハチイサクセハクセハシキト云
意ノ字之然ラハサモシイト云ハ心セハク
チイサシトテ賤ムル詞ニサモシイハサミ
シイ之モトニ通音ナル故サミシイヲサモ
シイト云之人ヲサニスルト云モ人ノ器量
ヲセバクチイサシトテ賤ムルニサハシイ
トサモシイト是別ヲ知ルベシサビシイハ
寂ノ字ニ

一盛衰記抄三頼朝征夷將軍宣下ノ各ニ三浦

夕トハ名乗ラスシテ三浦荒次郎美澄ト名
ノル貞丈按國司官名ニ相模女武藏女ナト
、云ハアリ三浦女留控女ナト、々名ノ女
ハナキトニ三浦美澄ハ三浦ヲ領スル故私
ニ三浦夕ト名ノルサレハ私ノ号ナル故勅
使ニ向テハ三浦夕ト名ノラズシテ三浦荒
次郎ト名ノリシナルベシカ様ノトヨリ官
名モ乱レ今ハアラス名トナリ何女何丞ナ
ド、云フニナレリ

一吾朝ノ警蹕ハ近衛司天子出行ノ時御先ヲ
松フニアウノト高声ニヨハハルト云是

ヲサキラオフトモサキゴヘトモ云々天子
ノ外ハセヌ丁ナレトモ公々公達ハ私ニテ
サキラオハス之私丁ナル故朝廷ニハ隱メ
行フ之後世武家先供カホウクト云テ先ヲ
ハラウモカノ余風ナリ

一 吏部王ハ重明親王ヲ稱スル之吏部ハ民部
卿ノ唐名也

一 茶ニ極ソリ別々羊一丁ト云フアリソリ
リトハソコヘルノ義ニテエリ出ス之極
トハ極上ト云フ之別々トハ珠光ハ松花ノ
清香ニ茶ヲツメテレシガ真壺アマリ持過

テ茶灸カ故ニ隱密ニ宇治ヘ云遺シ茲ヲ少
シサセシ之コレヨリ珠光ノ別儀ニ被仰下
トテ薄茶ノ上ヲ別儀ト云々羊一トハ一斤
ハ茶目二百文目之ソレヲ十ニ割リ一ツヲ
一袋ト云為レハ茶目ハ廿文目之其一袋ヲ
ニツニ分ツガ故ニ半一ト云袋ヲ羊ニスル
之又初昔後昔ト云ハ昔ノ字ハ廿一日ト書
之三月廿一日ニツミタルヲ初昔ト云廿一
日後ニツミタルヲ後昔ト云
一 道服ハ公家ニ用ヒラル物ニテ僧衣ニ似
タル物之乗馬ナトノ時ホコリノ立ウ衣裳

ヲ汚スヲ防クハ胴服之タケ短ク胴ハカリ
覆フ物ユヘ胴服ト云ク

一伽羅ハ沈水香ノ梵語之楞嚴經ニ埋火香
聞トアリコレ今ノキヤラキミノ用ル法ノ
コトシ

一大臣ヲオト、トヨム丁殿ノ字ノ擧訓ナリ
夜御殿シヨルノオト、ト云ク大臣タル人
ヲ殿ト云ク

一手紙ト云フ 手簡ハシユカシトヨムシユ
カシヲテカシトヨミテ又博シテテカシト
云ツイニ手紙ト書タル也

一 女官ノ中ニヒスマシト云アリ 桶洗ト書ク

又畧シテヒストモ云此ハ糞器ヲ洗ヒ清ル
役ヲ勤ル女之大使ヲヒリ入ル、物ヲハコ
ト云ク此ハコヲ洗ヒヒスマシカハコヲ持
テ行クヲ平仲ト云人ノウハヒトリシコハ
世継ニ見ユ古代ハ廁ノ下ニ瓶又ハ樽ナド
ヲ入テ置テハナク箱ニ大便ヲヒリ入テ度
々ニヒスマシニ洗セシク

一 書状ヲ紙ニ包ミ糊ニテ封スルコト古代コレ
ナシ或書札ノ書ニ是ハ慶長文祿ノ比ヨリ
始レリ此時乱世故糊封ヲ用ユ石田三成專

始レリ此時乱世故糊封ヲ用ユ石田三成專

用之包ミ様ハ醫師ノ藥包ヲ學ブニトサモ
アルヘシ

一圖書集成一万卷康寧帝ノ自撰ノ宝曆十四
年本朝へ来ル官庫ニヲサメラル

一番長己上府生將曹ヲ本府ノ隨身ト云近衛
舍人コレヲ隨身ト云本府ノ隨身ハ騎馬近
衛舍人ノ隨身ハ歩ナリ

一サカイキハ逆氣^{サカイ}ノサカヤキノ轉語ノ古代
ノ人ハサカイキナシタマク逆上ノ氣強キ
人ハサカイキスルヲ有り古代ノ人常ニエ
ボシヲカフル故逆上強キ人ハソリシニ又

合戦アル時曹ヲカフリ送上ヲヨキ人ハタ
マクソルヲ有天下ノ人コトクソルトハ秀
吉ノ比ヨリノトカ古画ノ結城合戦ノ画ニ
結城七郎カ曹ヲマキ鑑又キテ切腹スル鮎
ヲ画クニサカイキノ鮎ヲ画タリ額ノ前ニ
モヲノコシテ刺タル也今世ノ中ソリノ如
シ



一赤身ニラ痛クニハ牛糞ヲ日ニ乾メ布ニ包
ミ熱湯ニヒタシテ其包ミタル牛糞ニラ痛

所ヲ蒸ヘシ眇之乾タル牛糞ハ甚香ハシキ
物之糞クサクナシト天竺ニテハ牛糞ヲタ
キモノニメ仏ニ供スルヨシ法苑珠林ニ見
ユ

一 姓朝臣名朝臣ノ丁 清原三位宣賢ハ云三
位以上ノ参議ハ召名ノ時参リ儀藤原ノ朝
臣トハカリ呼之氏ノ下尸ヲ付テ呼フ大中
納言モ同夏之又畧シテ召名ニ書付ル時二位
二位ノ参議ハ大中納言ト同様ニ某ノ宰相
ト書ク類之位署ノ時ハ大臣以下未ノ諸官
マテ官位ヲコトクカキノセテ末ニ氏尸

ノ下ニ名ヲ書姓ノ朝臣某ノ朝臣ナト云
丁ハナシ壺井氏云姓朝臣名朝臣ト云丁ハ
公夏ノ時大臣タル人参議ノ召ス時召之各
ノ法ニヨク差別アリ参議ノ召名ニカキリ
タルト云

一 宮中持扇策杖 統日本紀廿四天平宝字六
年八月御史大夫文屋真人淳三以年老力衰
優詔特聽宮中持扇策杖上古ハ宮中ニテ扇
ヲモツ丁割禁アリレコノ勅アリ後代ニ扇
ヲ朝服ノ具トメモツ丁ニナレリ武家ニテ
貴人ノ前ニテ扇持ヲ憚ルハ上古ノ礼ニ

叶へり婦人ノ扇銀録ニアリウチハノコナ
リ

一襖 衣服令延喜式等ヲ考ルニ街府ノ官人
ノ着スル鬨腋ノ袍之裁縫其衿ヲクビカミ
ニシテ狩衣ニ似タリサレハ狩衣ノ本名ヲ
ハ狩襖ト云ニ鷹狩ニ着ルベキ襖ト云フニ
襖ニハ袖括ナニ狩襖ニハ袖括アリ鷹ヲツ
カフニハ袖口ヲ括リシメテキヲツカフニ
タヨリヨカラシ為ニ素襖ハ其衿クリクビ
ニメ裁縫襖ト異ナレ氏襖ノ名ヲ得タリ彼
ハ綾ニテ造ルヲ是ハ布ニテ造ル故質素ノ

義ヲ以テ素トハ云ナルベシ

一屬^{ユシカラ}靴ソウリ和名クチハタト云物之昔比較

一山ニ安然僧正貧窮ニシテ書ヲ求ルカナシ
ヨツテ法器ノ金剛ヲキニ持テ草履ヲツク
リシヨリコシゴウソウリト世ニ云ナラワ
スト物類稱呼ニアリ

一コンスワラジ今世ハ小兒ノミハク物ノ様

ニ聞エレ氏本ハ大人ノハクモノニ古ヘハ
武者ハキニ故武者ハラジトモ云盛衰記ニ
コンスハキテト云フ見ユ

一障泥 和名抄ニ見ユ泥ヲ障ルトアルニヨ

ツテ考ルニコノ物之雨雪ノ日泥ヲ馬足ニ
蹴立テ衣服ヲ汚スラ障ニ為メノ具ニ然ル
ニコレヲ常ニ用テカサリトスルコトナシ
リ晴天ノ日ニハ毎用ノ具ニ武家ニハ軍陣
又騎射ニハ必障泥ヲサ、サルナリコトニ
川渡リニハ障泥ニ水シトムコトハ忌ム大
将行軍道路ノ間ハ壯觀ノ為メ虎豹ナドノ
障泥ヲ用ル

一冠ニ厚額薄額半額透額ノ品アリ透額ハ今
モ用ラル冠ノ額ニ半月ノ形ヲ彫リ透メ其
穴ヲ羅ニテ張フサキテ漆ニテヌリタル

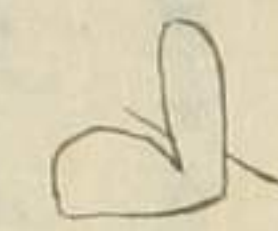
十六歳ノ春迄是ヲ用ラル

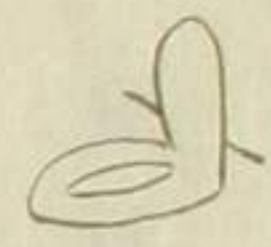
コレ厚額ナルベシ

如此類高キ古画ニ見ヘタレ画ナル故裁寸
ホト高キト云フハカリカタシ厚額ト云ハ
額ノ正面ヨリ見テ高クミエラ厚トシ低ク
見ユラ薄トシ其キナルヲ半トスルナル

如此類俗キハ薄ヒタヒナルヘシ是今世用
ラル冠ノ形之今世ハ皆ウスヒタヒナル

上ノ端ニヨツテ思フニ少シ高クシタル
平ヒタヒナルヘシ





スキヒタイハ如此類ノ上ラ半月形ニホリ
スカシテ羅ヲ張タルヲ云ニコノ冠ハ額ト冠
トノ間近キニハ暑天ニアシ、仍テ半額ヲ
用ニ半ヒタイハヒタイト冠ノ間遠キ故ニ

一 和哥ト云フ 古今和歌集ナド、云 和ノ字
ハ毎用之和漢ト相對スルナレバモシ前ニ
詩ヲ書タル書ナレハ詩ハカラウタ故其次
我國ノ哥ヲ書列子ハ和哥ト云ベシソレダ
ニモ日本人ノ詞ニハ和哥トハ云ベカラズ
國哥トコソ云ベケレ此是和哥ノミニカキ
ラズ異朝相對スルヲモナキニ本朝吾朝ナ
ト、稱スルモ毎用ノ詞ニ

一 和長卿日記曰天子追号後之字用音読大臣
稱号之時後字用訓読是通法之故実ニ後深
草院一号者用訓読其様御不孝之読不聞好
之美也又大臣稱号後京極殿一名人皆後字
用音是每殊莫只以言好之美ニ
一 ミツガヒトツ 安藤年山曰源氏葵ノ卷河
海抄ニ井ノコロノ読ハ色ヲナル三日ノ読ハ
一 色ナレハ教々ニアラズト云ニ契仲云所
セキサマニハアラデト云ニテ知ヘシ教々
ハク、数ノ多キニ色々ヲ云ニハ非ズ井ノ
コノ読多カリシ其三分カ一バカリセヨト

ノリナルベシ紫ノ上ノリハ嫁娶ノ本式ニ
モアラテ盗ミ取り玉ヘルヲナレバ只祝ノ
シルニ斗リニテ 穂便ナランカ為ニ三ツガ
一ツハ今世三ツノ物一ツト云ニ同シ
一 菊花同人云萬葉ニ一首モナシ桓武天皇ノ
御歌類聚国史七十五卷ニノス延暦十六年
十月曲宴酒酣皇帝歌云コノコロノシクレ
ノアメニキクノハナチリモシヌヘキアタ
コソノカヲ負丈按キクノハナトヨミ玉ヘ
ル子ニ種外ニ之字音ニテヨブテ外園ヨリ
一 渡ニ故ナルヘシニカルニカハラヨモギ又

アキノシベハナナド、訓テ付シハ後人ノ
シハザシ
一 天皇謚号 親長日記曰謚字神武以来至
文武四十二代者是淡海公所制事已幽合ニ
其後儀或依ニ平日之德行或以後院御所
一 山鹿高祐号素行子貞亨二年没葬テ牛込榎
所雲居山宗参寺号月海院
一 小素襖 平貞丈云常ノ素襖ノ如シ袖一幅
半袴 半袴ニテ別ノ事ナシ
一 六具 ゆりや ちり 急切ノゆるり 小くく
あしき 六具の没逝女子ゆりやちりもたの没ちり

一様ノ字ノ事 後花園院永享四年九月足利
將軍義教ハ錦倉管領持氏と攻ムルニ
畠山氏ノ下向セリケレバ時飛鳥井
雅世ハ隨方シテ畠山氏行トキレ
トテ發端ノ文ニ
ハ方捕畠山氏ノ是トシテ是
トシテ此ノ中ノ人ト云フ
ト云フ

一八ノ夕ノ夏 相撲ニ三浦ノ夕 下総ニ千葉ノ夕
上総ニ上総ノ夕 是ラ坂東ニ夕ト 出羽ニ秋田城ノ夕
伊豆ニ狩野ノ夕 加賀ニ富樫ノ夕 周防ニ大
内ノ夕ニ右モシハ北面年ハ瀧口等ニ召仕ル
一布引日 禁秘脚抄ニアリコノ下中右記ニ

一詳也布引ハ今ノ相撲首引唐土ノ被河ノ戲
ニ天子殿前ヘカ者ヲ召シ布ヲ引兩ノカ者
ニ布ヲ引シノ勝負ヲ決セシムル也
一轡 古訓クツクツラ今製タツナ古今同義
之鏡銜ニ字共ニクツクハミナリ轡ノ字ハ手
綱ノ字ニ此字ハ六書ク中ニテ象形ト云字
ノ作り様ニ中ニ車ノ字ヲ入タルハ上古車
ニ六足ノ馬ヲカケテ別セタルニ車ノ書
ニ其車ヲロク馬ノ口ニ銜ヲハマセテ銜ニ
綱ヲ付テ車中ニ所者アリテ其綱ヲ執テ馬
ヲ自由ニスルニ下ニ口ノ字ヲ付タルハ馬

ノ口之左右ニ糸ヲ書ハ手綱之字ヲ造ル時
ニ左右ノ糸ハカリ書テハ何トモ知レズ故
馬ノ手綱ト知レル為ニ車ノ字口ノ字ヲ加
ヘタルモノ此一字ノ中ニテ重キモノハ
左右ノ糸ノ車ト口トハアヒシライニ加ハ
タル物ニサレハ此纏ノ字ハ馬ノ口ワキニ
ツク綱ノ名ニ用ル字之ヨツテクツハツラ
トヨム是ハ口ハキツナト云フ之今ハ夕ヅ
ナトヨムヘキニ勒クツバミ也コレハクチ
ハノノ轉語之今クツハト云物也
一 武藏アブミサスカサスカ子ノ畧語之カ草

ノ穴ヘサスカ子ノ 畧後云ササリト云ハカ草
の穴ヘテ入クアノト云々今ト云ハノト云
保ス物也云々今と金とナリ今ノ俗更ニ今ノ
アノト云ササリト云カ草ニ加テ云々伊指也
の音云々云々云々
一 続古史談云或人云諸國の地以テ之名ニ得テい
けり云々やと云々今ノ年ノ事云々云々或云書
い云々世ノ俄ニ諸國の事云々云々云々云々
云々云々云々集ル時云々龍雲の爲ニ國王云々云々
集ルと云々地以テ云々今ノ地以テ云々云々
け文と云々云々人云々云々云々

一 多知ハ刀剣ノ惣括ニシテ物ヲ断切ルノ意
之劍ハツルキト訓シ刀ヲ加多那ト訓ス古
事紀ニ都牟州ノ太刀凡亦都流岐能多知凡
有ハ尖リタル刀ト云フニ即諸刃ノ太刀
ヲ云之金モ幾内ノ人ハ尖リタルヲツツ
カリシタト云ヒ東國ノ俗ハ千ヨシカツタ
凡云フ其言ノ本ハ一ノ都牟州ノ年ヲ留ニ
通ハシ我里ノ二言ヲカヘセハ藝ノ一言ト
ナルニ加多那ハ片刃無ノ義ニノ詩^諸刃ノ大
刀ニ對シク小制之和名抄ニ四声字苑云似
刀而兩刃曰劍似劍凡又曰刀

一 皇朝ノ画法ヲ傳ヘタルハ土佐家ニ唐士ノ
画法ヲ學ヒタルハ狩家ニ土佐家ハ和画ニ
狩野家ハ唐画ニ今ノ唐画書ルモノノ準^ハ据
トスル所ハ明画ノ凡ニシテ唐山ノ古ヲ學
フ者ハ絶テナシト去ナカラ探画出テヨリ
狩野家ノ凡一変ス所謂英雄人ヲ欺クノミ
一 青藤山人路史云唐時高麗貢松烟墨和麋鹿
膠造^ル名麋鹿アリ
一 書法正傳ニ韓方明カ執筆ノ五法ヲ載スカ
一 執官ニ簇官ニ撮管四握管五搦管空海書
ヲ韓方明ニ學ヘリト云傳フレハコノ執筆

ノ五法ニ通達シタル故弘法ヲ五筆和尚ト云ナルベシ世ニ云処ハ恐リ誤ナラン

一 凡判 戸令云凡棄妻須有七出之状中畧皆

夫子カト于書弃之若不解書画指為化東匠本願

書云古記云謂夫不解字書賃地人合作牒状

年月日下夫姓名注付食指ヲ点署コレソ凡

判ノ初ナラン唐土ニテハ手摸印トテ休書

ニ五指ノ頭ヲ印スル下氷許傳え世近ナトニ

アリ

一月待日待 待ハ祭ニツリノ反ナトナルニ
テ明ニ子待ハ子祭已待ハ已祭ニ

一 由分田父 畧ノ字ヲ書クニハ由分田父ト

テ頭ヲ由ニ作ル時ハ脚テ分ニ作リ以テ田

ニ作ルトキハ脚ヲ分ニ作ル法ニ按ニ壺碑

ニ畧ニ作リ宇津宮ノ鐵塔塔ニ畧ニ作レリ

一 左甚五郎ノ左ハ飛彈ノ誤ナルベシ或木近

イフ

一 齒黒 兩朝平懷録載官家子姪皆以鏡鉄水

浸搥子末深此武家以黑白此貴賤女子不

分良賤深此牙姑嫁此海人藻苺云鳥

羽院御代以前ハ男ハ眉ヲ又キ鬚ヲハサシ
カ子ヲ付ル下一切無之及末代每度矯飭之

至こトアルヲミレハ男ノ鑄鉄水ヲ付ル丁
ハ古キコトニハアラザル

一 祥瑞 南京ノ陶器ニ五良大夫吳祥瑞造ト
銘ヲ書タルアリ祥瑞ハ日本勢州松坂ノ陶
工ノ入唐ノ間彼邦ニテ制シタル物ニト云
明ノ正徳八年帰国ノ時李春亭ナル者送別
ノ詩アリ詩送居士五良大夫帰日本

敬将玉帛親天顔 回首扶桑杳渺間
舡泊古鄣三仙地 杯傳新酒四明山
梅黃細雨江頭別 帆引清風海上還
明至貴王忘有問 八方賤負溢朝班

李春亭

原本ハ勢列丹生ノ神宮寺ニ藏スル也

一 驪龍珠 驪龍ノ珠ハ難答^{ハナシ}ノ馬黒キヲ驪ト

ニハ尺ヲ龍トス驪龍ノ二字皆馬ヲ云

一 交割 寺院ノ什物ヲ交割ト云唐土ニテハ
寺ノ住持カハル時竹ノ割符ヲ合セテ前任
ヨリ後任ニ交与スエニ家ニ久シク持傳
タル物ヲ交割ト云

杜春齊著、性餘
藻華ニアリ

一 足利学校 淳和帝ノ天長九年八月五日小
野篁勅ヲ奉シ草創アリシ学校也篁ノ子孫
断リ後文明年中僧快元儒教同一ヲ学テ序

序ヲ中興スソレヨリ以來代々僧侶ノ住持
トナル慶長年間采地ヲ賜ヒ及活板ノ字子
十万余ヲ賜フコノ聚珍板ニテ刷印シタル
書ヲ世ニ是利奉ト云寺号モ山号モナク只
字板トノニ稱ス

一舍利 仏氏ノ舍利ト稱スル物皆小珠ニ按
儒家ノ葬礼 舍利アリ僧徒是ヨリ思ヒツ
キヒソカニ死者口中ニ珠ヲ含マシノ奈靡
ノ後指ヲ以テ舍利トスルナラン

一幣 説文云幣帛之周礼天官大宰注云幣帛
所謂贈答賓客者トアリ奴佐ト訓ズ按ニ叩

頭捧ノ畧ニシテ乃聘物ヲ云之布帛ヲ木ノ
枝へ步掛テ神へモ貴人へモ奉ルヲ云幣ヲ
ニギテトモ訓スルハ和布ノ義ニメ布帛ノ
ナゴヤカナルヲ稱シタル也又和名抄ニミ
テグラト訓シタルハ則滿坐ノ意ニテ幣ヲ
置置タルサマヲ云是モ又用テ以テ體ニ訓
シタル之小ナレハ枝ヲ用ヒ大ナレハ根コ
ナニ按タル木ヲ用ユ今祭礼ニ用ユル榊ハ
其形ヲ移セル也又紙ヲ切垂タルヲ本或ハ
竹ニ挟ミテ神ノ社ニ奉ル物ヲ幣帛ト云ハ
其モツトモ畧ナルモノ也古ハ神指スル人

176
6
1

けしきぬまのぬい粉を形よくて並にまど能くんまの梅
てもうとてえして一五の梅のすくすくさくらりり
まての粉のほろりぬまを

一
のひんげとりのほろりぬまの牡丹ほろりぬまの
かくをわろりぬまのさくらほろりぬまのさくら
のむらさきほろりぬまのさくらほろりぬまのさくら
ほろりぬま

牛齋漫筆

